

* * * * *
* * * * *

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第77号） *

*

* * * * *

インデックス

【1】集落営農組織への参加と相続税・贈与税納税猶予との関係について

【2】担い手アクションサポート事業について（その3）

- 担い手の組織化・活動支援 -

【3】各都道府県の担い手育成予算のコーナー

（九州農政局）

【1】集落営農組織への参加と相続税・贈与税納税猶予との関係について

1 集落営農組織への参加について

(1) 「集落営農組織へ参加すると相続税・贈与税の納税猶予の適用が受けられなくなる、そのために集落営農の組織化も進まないのでは何とかしてほしい。」といった御要望が未だに聞かれるので、この際、改めて御説明します。

(2) まず、集落営農組織への参加の形について説明します。

構成員の方と集落営農組織の間では、通常、組織が定めた規約等に基づき、何らかの作業受委託・分担関係が成立しています（この場合、集落営農組織との間で特定作業受委託契約が締結されることは想定されません。）。具体的には、オペレーター等組織の主たる従事者が、田植え、収穫作業等の主な基幹作業を専ら行い、その他の構成員が水管理や除草等の作業を行うという形です。

納税猶予適用者が集落営農組織へ参加した場合でも、このような形で納税猶予適用農地に係る主な基幹作業を委託し、それ以外の作業を自ら行うなど実質的に農業を営んでいると判断されれば、引き続き相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けることができます。

(3) なお、集落営農組織は経理の一元化が基本ですから、当然、農産物の販売名義は組織名義となり、構成員の販売名義は存在しません。したがって、納税猶予適用者である構成員が販売名義を持たないからといって相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けられないことはありません。

2 集落営農組織が農業生産法人化した場合

集落営農組織が法人化した場合には、贈与税の納税猶予適用農地について、贈与税の納税猶予適用者が代表権を有する役員となり、年間150日以上農業に従事し、そのうち年間60日以上農作業に従事すること等の要件を満たした農業生産法人に使用貸借権を設定する場合に限り、贈与税の納税猶予の適用を受け続けることができます。

ただし、パンフレット等で御説明してきたとおり、農業生産法人との間で使用収益権等を設定したり、農作業のすべてを委託した場合は適用を受けられなくなります。

（注）相続税の納税猶予適用者には、この取扱いの適用はありません。

3 納税猶予適用者がオペレーター等となる場合

これらは、納税猶予適用者が集落営農組織内のオペレーター等となっても同様の扱いです。

4 集落営農組織と「人格なき社団」との関連について

さらに、集落営農組織と「人格なき社団」との関連についても質問が寄せられています。具体的には、「集落営農組織が人格なき社団に位置付けられたら、その構成員が納税猶予適用者の場合、適用も受けられなくなる。」というものです。これは全くの誤解であって、納税猶予の適用の可否と納税猶予適用者である構成員が属する集落営農組織の性格とは全く関係がありません。言い換えれば、構成員が所属する集落営農組織が任意団体であろうと人格なき社団に位置付けられようと一切関係なく、ここまで説明しましたとおり、その構成員が実質的に農業を営んでいると判断される限りにおいては相続税・贈与税の納税猶予の適用を受け続けることができます。

（注）以上の事柄については、農林水産省と国税庁との間で事前に十分なすり合わせが行われております。

もし皆さんの現場で解釈にブレがあるとすれば、十分な周知が図られていないことに起因している可能性があり、地方農政事務所等を通じ改めて周知致しますので、具体的な地区等を御連絡いただければ幸いです。

連絡先

農林水産省経営局経営政策課経営税制担当

03 - 3502 - 8111（代表）内線：5140

03 - 3502 - 6441（ダイヤルイン）

03 - 3502 - 6007（FAX）

【２】担い手アクションサポート事業について（その３）

- 担い手の組織化・活動支援 -

今号でも、各地域で取組が進んでいる「担い手アクションサポート事業」について、事業内容等をメニューごとに紹介し、全国的に担い手育成・確保運動の盛り上げを図っていきたいと思っております。

また、農業者、行政等担当者を対象としたPR用パンフレットを掲載しました！是非、御覧ください！！

<http://www.maff.go.jp/ninaite/menu1/support/index.html>

【事業メニューの説明】

<「担い手アクションサポート活動」のうちの「担い手の組織化・活動支援」について>

(1) 趣旨

認定農業者や集落営農組織の担い手が増加しつつある中、これらの担い手が互いに話し合い、協力し合うことによって、地域で大きな役割を担う事例が出始めているところであり、こうした担い手が自ら経営発展や相互研さんのために組織化を図る担い手ネットワーク組織の設立やその活動に必要な経費を助成します。

(2) 支援内容

ア 担い手組織設立会議の開催支援

認定農業者や集落営農の代表者等からなる担い手ネットワーク組織の設立に必要な経費を助成します。

イ 担い手組織活動の支援

担い手が相互に生産技術や経営ノウハウ等の研さんを積むための研修や情報交換、行政・担い手協議会等に対する政策提案など、担い手ネットワーク組織による活動の実施に必要な経費を助成します。

【アクションサポート事業Q & A】

Q 1 担い手の組織化・活動支援で担い手ネットワーク組織に対して経費助成できるとされていますが、組織に直接交付できますか。

A 1 担い手ネットワーク組織に対して助成するのではなく、担い手ネットワーク

組織が行う活動の経費を担い手協議会が支出することとなります。これは、スキルアップ支援についても同様の手法で支援することとなります。

Q 2 「担い手の組織化・活動支援」について、担い手ネットワーク組織の活動費に対する助成は可能ですか。その場合、対象経費について制限がありますか。

A 2 担い手の組織化・活動支援は、認定農業者や集落営農組織が経営発展等を図るために自ら組織を設立する場合の設立総会の開催等の経費や研修会の実施等の活動経費に対して助成するものです。

また、対象経費については、現時点では飲食費への使用禁止以外、特段の制限は設けていませんが、社会通念上適正で、かつ、真に担い手ネットワーク組織による活動の実施に必要な経費が対象になります。

Q 3 担い手の組織化・活動支援では、既存の組織が行う活動も支援対象となりますか。

A 3 既存の組織が行う活動も支援対象となります。

「担い手アクションサポート事業」については、こちらを御参照ください。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/menu1/support/index.html>

【 3 】各都道府県の担い手育成予算のコーナー

今号でも、各都道府県における平成19年度の担い手育成関連の独自予算について、主なものをピックアップして紹介していきます！

九州では、施設利用型農業や畜産等の農業者も多いため、地域農業の特色に合わせ、土地利用型農業だけではなく、幅広い担い手を対象とした予算が措置されています。

<九州農政局管内>

【福岡県】

○「福岡県担い手育成総合支援事業」(継続)(635万円)

農業経営改善指導者の養成講習や専門家(経営コンサルタント、税理士等)による経営相談等を実施するとともに、地域段階で認定農業者の農業経営改善計画の達成のための説明会や研修会の開催を支援します。

○「福岡県認定農業者連絡協議会活動支援事業(新規)(200万円)

新規経営改善計画策定者への情報提供、終期を迎えた認定農業者へ対する再認定

の誘導を図るための検討会の開催、会員のレベルアップを図る活動及び新規認定農業者の掘り起こし活動に対して支援を行います。

【佐賀県】

- 「大規模農家緊急育成事業」(継続)(5,953万円)
水田経営規模8ha以上を目指す認定農業者が、所有権の移転又は新たに賃借権(利用権)を設定するなど規模拡大をした場合に、拡大分に対し助成金を交付します。
- 「集落型経営推進事業」(継続)(60万円)
集落型経営体への円滑な移行を図るために集落合意形成活動、先進事例調査活動、経理技能習得活動、経理処理用機器の導入に対して支援します。
- 「担い手育成条件整備事業」(継続)(31,352万円)
個別大規模農家や集落型経営体の営農確立に必要な機械・施設を整備します。

【長崎県】

- 「ながさき型集落営農組織緊急育成事業」(新規)(425万円)
市町担い手育成総合支援協議会で選定した集落リーダーを市町が登用し、リーダーが行う合意形成推進活動、組織化推進など「ながさき型集落営農」の育成に係る経費に対して助成(60万円/地区)します。
- 「担い手農家農地集積推進事業」(継続)(250万円)
認定農業者が5年以上かつ50a以上の農地を新たに借り入れた場合に助成(10,000円/10a)します。
- 「集落営農活性化事業」(継続)(710万円)
担い手育成総合支援協議会のもとに集落営農総合支援センターを設置し、集落営農組織に対する経営管理や法人化の推進等を行うなど、担い手としての集落営農組織へ育成します。

【熊本県】

- 「担い手育成支援事業」(組替新規)(9,621万円)
担い手育成総合支援協議会が行う認定農業者の経営改善及び認定農業者認定誘導活動や法人化推進活動に係る研修会、個別相談会などを支援します。
- 「地域営農組織育成緊急支援事業」(継続)(7,442万円)
組織化・組織の経営力(コンサルタント相談経費等)の強化、市町村段階の農地保有合理化事業(農地調整活動等)を支援します。

【大分県】

- 「活力ある水田農業振興対策事業」(継続)(2,400万円)
米・麦・大豆生産を担う大規模経営体を育成するため、認定農業者を対象に営農

用機械・施設の条件整備を支援します。

- 「水田農業経営体育成緊急対策事業」(継続)(1,600万円)
品目横断的経営安定対策の対象となり得る担い手の麦作等の農地集積促進を支援します。
- 「おおいた集落営農組織育成・強化緊急対策事業」(継続)(10,000万円)
集落営農条件整備(農業機械整備) 集落営農リーダー養成、園芸作物等新規品目導入を支援します。

【宮崎県】

- 「担い手育成総合支援事業」(継続)(2,443万円)
県及び地域担い手協議会が行う認定農業者の確保・育成、農業経営の法人化、集落営農の組織化・法人化等の活動を支援します。
- 「新規農業法人経営安定支援事業」(継続)(2,475万円)
新規に設立された農業法人の経営基盤を強化するための生産・出荷・加工等に必要な機械施設等を整備します。

【鹿児島県】

- 「認定農業者等担い手育成対策事業」(継続)(117万円)
担い手育成総合支援協議会が中心に行う認定農業者や集落営農組織の育成推進活動を支援します。
- 「集落営農組織化促進支援事業」(継続)(1,312万円)
関係機関・団体間の活動の連携、調整などを担う担い手育成推進マネジャーを設置し、集落営農や認定農業者等の担い手の確保・育成に関する活動を支援するとともに、市町村等が行う集落営農の育成活動(集落営農ビジョン等の策定指導等)を支援します。
- 「経営体育成総合支援事業」(継続)(313万円)
認定農業者等が経営改善計画を実践するための活動を支援します。
- 革新的農業技術実践支援事業(継続)(801万円)
認定農業者等に対する革新的技術の先駆的な導入を支援します。

各事業の詳しい内容については、各県農政担当部局または各県担い手育成総合支援協議会にお問い合わせください。

< 編集後記 >

6月下旬から、さくらんぼが最盛期を迎えるようです。最近では、果物の宝石と称され、父の日の贈り物やお中元での利用も活発になっているとのこと。

値段もそれなりですが、生産者の苦労も相当……。この時期の雨での実割れや鳥獣害、盗難から実を防ぐため、パイプハウスを巡らせて赤い宝石を守っているそうです。

今夜あたり、食卓に赤い宝石はいかがですか？

本メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等下記アドレスまでお寄せください。

- ▲ 電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン
発行日　：随時発行（週1回程度）
発行元　：農林水産省　経営局　経営政策課
- ▲ お問い合わせ先の電子メールアドレス： keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>